

【表紙】

- 【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 近畿財務局長  
【提出日】 平成25年7月1日  
【会社名】 株式会社シャルレ  
【英訳名】 CHARLE CO., LTD.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥平 和良  
【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
【電話番号】 該当事項はありません。  
【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。)  
【最寄りの連絡場所】 神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号  
【電話番号】 078(792)7419  
【事務連絡者氏名】 法務部長 原 豊  
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成25年6月27日開催の当社第38回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、奥平和良、平山修、北村滋郎、谷口博樹および脇田純一を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、奥田清三、岸本達司および井出久美を選任する。

<株主提案（第4号議案から第9号議案まで）>

第4号議案 定款変更の件(有利な情報を非開示にすることに関する説明)

定款に、「代表訴訟の途中で、地方裁判所又は高等裁判所が文書提出命令をした場合において、これに従わないときは、代表訴訟によって得られる利益及び裁判所の命令に従わないことによる不評判による企業価値の低下の合計額よりも、命令に従わないことによる利益の方が大きいことを具体的かつ詳細に説明するものとする。」との条文を追加する。

第5号議案 監査役選任の件（小田義高氏）

小田義高氏を当社監査役とする。

第6号議案 定款変更の件（東京サブ会場での株主総会映像の同時放映）

定款に、「株主総会は、神戸をメイン会場、東京をサブ会場として実施するものとし、東京サブ会場では、株主総会の様子を同時放映するものとする。」との条文を追加する。

第7号議案 定款の変更の件（代表訴訟を原資とした特別ボーナスの支給）

定款に、「代表訴訟で原告が勝訴した場合には、これを原資として、従業員及び代理店に対して、特別ボーナスを支給するものとする。」との条文を追加する。

第8号議案 定款の変更の件（和式便器提案の禁止）

定款に、「当社の株主は、「便器を和式とする」という内容の株主提案をしてはならない。」との条文を追加する。

第9号議案 定款の変更の件（20を超える提案の濫用推定）

定款に、「1人の株主が、役員を選任・解任を除き、20を超える株主提案をしたときは、MBOが実施されているなど、特段の事情がある場合を除き、権利の濫用と推定する。」との条文を追加する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権（無効を含む）の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(無効を含む)(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	152,102	688	50	(注) 1	可決(99.52%)
第2号議案					
奥平和良	150,742	2,048	50	(注) 2	可決(98.63%)
平山修	150,742	2,048	50	(注) 2	可決(98.63%)
北村滋郎	150,772	2,018	50	(注) 2	可決(98.65%)

谷口博樹	150,592	2,198	50	(注) 2	可決 (98.53%)
脇田純一	150,505	2,285	50	(注) 2	可決 (98.47%)
第3号議案					
奥田清三	150,393	2,342	105	(注) 2	可決 (98.40%)
岸本達司	150,620	2,115	105	(注) 2	可決 (98.55%)
井出久美	150,575	2,160	105	(注) 2	可決 (98.52%)

<株主提案>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(無効を含む)(個)	可決要件	決議の結果 (反対の割合)
第4号議案	9,580	143,184	76	(注) 3	否決(93.68%)
第5号議案	9,082	143,704	54	(注) 2	否決(94.02%)
第6号議案	7,783	144,987	70	(注) 3	否決(94.86%)
第7号議案	7,249	145,531	60	(注) 3	否決(95.22%)
第8号議案	7,454	145,335	51	(注) 3	否決(95.09%)
第9号議案	7,538	145,142	160	(注) 3	否決(94.96%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりです。

1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案、第3号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 第4号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案および第9号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。